

富士宮市地域包括支援センター業務委託仕様書(案)

1 趣旨

本仕様書は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第115条の47の規定に基づき、本業務を受託した事業者（以下「乙」という。）が設置する地域包括支援センター（以下「センター」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

2 目的

本業務は、法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センター業務を行い、地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、その保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする。

3 委託期間

令和3年4月1日から令和6年3月31日まで

4 地域包括支援センターの設置等

乙は、受託した1圏域につき、センターを1か所設置する。設置場所は、富士宮市（以下「甲」という。）と、乙との協議の上、決定する。

5 業務時間

(1) 業務日

月曜日から金曜日まで（祝祭日及び12月29日から1月3日までを除く。）

(2) 窓口開設時間

午前8時30分から午後5時15分まで

(3) 緊急時の対応

緊急対応に備え、24時間連絡が可能な体制を確保する。

なお、緊急時の連絡体制については、運営本体施設等との連携による対応としても差し支えない。

6 職員の配置

(1) 常勤専従の職員は次の職を有するものとし、各職種についてはそれぞれ1人以上、計〇人配置すること。

ア 保健師又はこれに準ずる者

これに準ずる者とは、地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師をいい、准看護師は含まないものとする。

イ 社会福祉士又はこれに準ずる者

これに準ずる者とは、福祉事務所の現業員等の業務経験が5年以上又は介護支援専門員の業務経験が3年以上あり、かつ、高齢者の保健福祉に関する相談援助業務に3年以上従事した経験を有するものとする。

ウ 主任介護支援専門員

- (2) 認知症地域支援推進員を1人以上配置する。認知症地域支援推進員は、上記(1)の職員が兼務して差し支えない。
- (3) 統括責任者（センター長）を定めるものとする。なお、統括責任者は、配置職員の統括及び適正な業務指導を行うことができるものとし、上記(1)の職員が兼務することができる。
- (4) 各業務を適切に実施するために、センター以外の業務との兼業は認められない。
- (5) (1)に規定するいずれかの職員が退職し、又は出産、育児、病気等により90日以上長期休暇等を取得する場合は、速やかに甲に報告の上、代替職員を補充し、本業務の実施に支障が生じないように対応すること。

万一、欠員が生じた場合は、職員の欠員が生じた日の属する月から補充された日の属する月までの期間の委託料は返還するものとする。ただし、1か月の欠員が生じた日数が15日以下の場合は、返還期間に算入しない。

- (6) 専門三職種以外の職員（介護支援専門員、事務員など）を配置することは、受託者が地域の実情に応じて決定する。

7 業務内容

(1) 包括的支援事業

ア 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護予防・日常生活支援総合事業のうち基本チェックリスト該当者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況に応じて、対象者自らの選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他の生活支援サービス等適切な事業が包括的・効率的に実施されるよう必要な援助を行う。

イ 総合相談支援業務

地域の高齢者等が住み慣れた地域で安心してその人らしい生活を継続していくことができるように、センター業務の基盤である総合相談、地域包括支援ネットワーク構築及び実態把握を行う。

(7) 総合相談

地域に住む高齢者等に関する様々な相談を全て受け止め、的確な状況把握等を行い、相談内容に即したサービスや制度等に関する情報提供、関係機関の紹介等を行う。

専門的・継続的な関与又は緊急の対応が必要と判断した場合には、課題を明

確にした上で、個別支援計画を作成し、適切なサービスや制度につなぐとともに、個別支援計画の目標が達成できているかどうかの評価を行いながら、最終に向けて継続した支援を行う。

(4) 地域包括支援ネットワーク構築

地域の支援を必要とする本人や家族等に対し適切な支援を行うため、保健・医療・福祉を始めとする様々な関係機関・関係者（介護サービス事業者、医療機関、自治会、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、ボランティア等）の会議、行事等へ積極的に出席し、地域における関係機関及び関係者とのネットワークを構築する。

(5) 実態把握

担当する圏域における現在の高齢者等及び地域の状況を把握し、得られた情報はセンターが実施する様々な業務にいかすとともに、甲と協働し、地域における施策に反映していく。

ウ 権利擁護業務

(7) 高齢者虐待の防止及び対応

a 高齢者の身近な地域の専門機関として、相談を受け、高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成17年法律第124号）に基づき、甲と連携して迅速かつ適切な対応を行う。

b 高齢者虐待の早期発見・早期対応のみならず、高齢者虐待の予防や解消のための必要な支援を行う。

(8) 消費者被害の防止及び対応

富士宮市消費生活センターと定期的に情報交換を行うとともに、民生委員、介護支援専門員、介護サービス事業者などに情報を提供し、被害の未然防止を図る。

(9) 判断能力を欠く状況にある人への支援

a 判断能力の状況等に応じて、成年後見制度の活用を図る。

b 成年後見制度の円滑な活用のため、関係機関と協力を図り、地域住民への啓発活動を行う。

エ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務

(7) 包括的・継続的ケアマネジメントの環境整備

a 地域包括支援ネットワークを活用しながら、介護支援専門員が中心となって包括的・継続的ケアマネジメントを実践できるように、①関係機関に関する情報提供、②関係機関への周知、③意見交換等の場の設定、④情報共有のためのルールづくりなどの方法で、地域における関係機関と介護支援専門員との連携体制の構築を支援する。

b 事例検討会や研修を実施し、介護支援専門員等の実践力向上を支援する。

(イ) 介護支援専門員への個別支援

- a 必要に応じてサービス担当者会議の開催を支援する。
- b ケアプラン及び具体的な支援内容に対する助言を行う。

(ロ) 居宅介護支援事業所の主任介護支援専門員との連携を図る。

オ 在宅医療・介護連携推進事業

地域の医療・介護関係者による会議の開催、在宅医療・介護関係者の研修等を行い、在宅医療と介護サービスを一体的に提供する体制の構築を市と協働し推進する。

カ 生活支援体制整備事業

生活支援体制整備を目的とした協議体及び生活支援コーディネーターと地域ケア会議で出た地域課題や地域資源の状況等を共有し、地域の特性に応じた生活支援等サービスの体制整備を図るため連携する。

キ 認知症総合支援事業

各センターに必要なに応じて認知症初期集中支援チームを設置し、認知症の早期診断・早期対応への支援を行うとともに、認知症地域支援推進員による相談対応等を行い、認知症の人本人の意思が尊重され、できる限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができる体制の構築を推進する。

(2) 地域ケア会議の開催

包括的・継続的ケアマネジメント支援業務の効果的な実施のために、介護支援専門員、保健医療及び福祉の専門職等や、地域の支援者等多職種協働による地域ケア会議を開催する。

支援が必要な高齢者等への適切な支援を行うための地域ケア個別会議を多様な関係者で行うことを通して、介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質を高めることや、高齢者等の実態把握、地域包括支援ネットワーク構築及び地域課題の把握を行う。

(3) その他業務

ア 第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）

介護予防・日常生活支援総合事業において、居宅要支援被保険者に対して、介護予防及び日常生活支援を目的として、その心身の状況、置かれている環境その他の状況に応じて、その選択に基づき、訪問型サービス、通所型サービス、その他生活支援サービス等適切なサービスが包括的かつ効果的に提供されるよう必要な援助を行う。

なお、制度としては、包括的支援事業における第1号介護予防支援事業及び指定介護予防支援事業とは別のものであるが、その実施に当たっては、共通の考え方にに基づき、一体的に行うものとする。

イ 会議等への出席

(7) 地域包括支援センター運営協議会

センターの運営に当たっては、公正・中立性を確保し、その円滑かつ適正な運営を図るため、その方針について、地域包括支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）の議を経ることになる。そのため、運営協議会が開催される際には、必要に応じてセンター職員が出席し、運営状況等の説明を行うこと。

(4) 定例会議

定例で開催されるセンター長会議及び職種別専門部会に出席すること。

(5) 権利擁護ネットワーク会議

センター職員が出席し、求めに応じ、意見や実施状況の説明を行うこと。

(6) 地域密着型サービスの運営推進会議

圏域内の指定地域密着サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者が開催する運営推進会議に出席し、必要な助言、情報提供等を行うとともに、地域のネットワークの一つと意識して参画すること。

(7) その他必要に応じて開催される会議へ出席すること。

8 指定介護予防支援事業の実施について

乙は、本委託業務のほか、介護保険における予防給付の対象となる要支援者が介護予防サービス等の適切な利用等を行うことができるよう、その心身の状況、その置かれている環境等を勘案し、介護予防サービス計画を作成するとともに、当該介護予防サービス計画に基づく指定介護予防サービス等の提供が確保されるよう、介護予防サービス事業者等の関係機関との連絡調整等を行う、指定介護予防支援事業を行うこと。

ア 指定介護予防支援事業者届出

開設までに、指定介護予防支援事業者の申請を行い、甲の指定を受けること。名称は、センターと同じ名称を使用する。

イ 保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の担当上限数

センターの保健師、社会福祉士及び主任介護支援専門員の担当件数は、それぞれ15件を上限とする。

9 指定居宅介護支援事業所への委託

(1) センターは、指定介護予防支援事業及び第1号介護予防支援事業（介護予防ケアマネジメント）（以下「介護予防支援等」という。）の一部を、委託契約を締結した事業者が営む指定居宅介護支援事業所に委託することができる。委託に当たっては、正当な理由なしに特定の指定居宅介護支援事業所に偏らないように公正・中立性の確保に努める。

(2) 介護予防支援等に係る責任主体はセンターであり、委託を行う場合であっても、

委託先の指定居宅介護支援事業所が介護予防サービス・支援計画書の原案を作成する場合には、当該計画が適切に作成されているか内容の妥当性等について確認を行うこと。また、評価を行った場合においても、当該評価の内容について確認を行い、当該評価の内容をふまえて今後の介護予防支援等の方針等を決定すること。

- (3) 介護予防支援等の一部を指定居宅介護支援事業所に委託している場合は、委託している指定居宅介護支援事業所に介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の10割を支払うこと。その際の介護予防支援費及び介護予防ケアマネジメント費の1件当たりの単価は、直営センターと同額とする。

10 事業計画及び事業報告等

- (1) 年度当初に「事業計画書」及び「収支予算書」を提出すること。
- (2) 年度末に「事業実施状況報告書」及び「収支決算書」を提出すること。
- (3) センターの各事業について、市の定める様式により翌月10日までに報告書を提出すること。
- (4) その他委託業務の実施状況について甲から報告を求められた場合は、随時報告すること。

11 経理

センターの事業に係る経理と他の事業に係る経理とは明確に区別すること。

12 その他

本仕様書に定めのない事項を含む疑義については、甲乙協議の上、決定する。